

# 第134期定時株主総会招集ご通知

## その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)

### 事業報告

「業務の適正を確保するための体制  
および当該体制の運用状況」…………… 1

### 連結計算書類

「連結注記表」…………… 7

### 計算書類

「個別注記表」…………… 23

電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

## 住友ベークライト株式会社

## 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、当社グループの業務が適正に行われることを確保するための体制の整備についての基本方針について、取締役会の決議により、次のとおり定めております。

### (1) 基本的な考え方

- ① 当社は、住友の事業精神を尊重し、経営理念を示した基本方針「我が社は、信用を重んじ確実を旨とし、事業を通じて社会の進運及び民生の向上に貢献することを期する。」に基づき、「サステナビリティ推進基本方針」を定めるとともに、社長を委員長とするサステナビリティ推進委員会を中心とする体制で、社会的課題を解決し、持続的な成長と価値創造を実現する。
- ② 当社は、当社およびグループ各社（以下、当社グループという。）の業務の適正を確保するために必要な体制（以下、内部統制システムという。）が上記の取り組みを推進する基盤となるものと考え、以下の内部統制システムを整備し、それを積極的に活用して経営を行う。

### (2) 当社および当社グループにおける取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループ共通の規範・基準として、「私たちの行動指針」および「住友ベークライトグループ倫理規範」を定め、当社グループの役職員に周知する。当社グループの役職員は、法令・定款および決められたルールを遵守し、かつ企業倫理にもとる行為を行わないことを職務執行の基本とする。
- ② 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、「コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、規程に基づき社長が任命する委員長の下で、当社グループのコンプライアンスの推進、状況調査、改善、教育啓蒙等を行う。
- ③ 当社は、コンプライアンス違反の早期発見・未然防止を図るため、当社グループ共通のコンプライアンス通報制度を整備し、コンプライアンス違反またはそのおそれがある行為を知った当社グループの役職員および利害関係者が社内外に設置された通報窓口へ直接通報できるよう運用する。窓口へ寄せられた情報は、コンプライアンス委員会委員長（委員長が被通報者になる場合にあっては、副委員長）により適切に処理され、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けることはない。また、グループ各社は、所在国の法令上の要求等を考慮した上で、必要な場合に独自の内部通報制度を整備し、運用する。
- ④ 当社は、「財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制を維持・強化し、内部統制の実施、評価、報告および是正等の適切な運営を行うとともに、会社情報の適時適切な開示を行う。
- ⑤ 当社グループは、反社会的勢力との関係の排除、贈収賄やカルテル等の違法行為の防止に関し、当社グループ共通の枠組みを遵守するとともに、規程および必要な手続を定め、周知徹底および適切な管理運用に努める。
- ⑥ 当社の監査室および所管業務に関して内部監査を行う部署（以下、内部監査部門という。）は、当社

グループの経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および職務執行の状況を適法性および各種基準への適合性の観点から検討・評価し、改善への助言・提案等を行う。また、当社の監査室は、社長および監査役に個別の監査結果を適宜報告するとともに、当社グループの役職員の職務執行に対する監査の実施状況を、当社の取締役会および監査役会に定期的に報告する。

**(3) 当社および当社グループにおける取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびにグループ各社から当社への職務の執行に係る事項の報告に関する体制**

- ① 当社の役職員の職務執行における意思決定は、「起案規程」に基づき稟議手続を行い、文書または電磁的方法により稟議手続の記録を保存する。
- ② 当社の役職員の職務執行に関する情報は、法令に基づくものに加え「文書規程」、「文書保存規程」、「機密情報管理規程」、「個人情報保護基本規程」、「情報システムセキュリティ基本方針」等の諸規程およびこれらに関する各マニュアルに従い、適切に保存および管理を行う。
- ③ グループ各社は、情報の保存・管理について、適切な意思決定手続および保存のルールを定め、管理を行う。
- ④ 当社は、グループ会社の管理運営に関する基本事項を定める「関係会社管理運営規程」において、グループ各社が行う事業上の重要事項、グループ各社の財政状態および営業成績に影響を及ぼす事象について、当社における承認または当社への報告を義務付ける。
- ⑤ 内部監査部門は、グループにおける職務執行に係る情報の保存、管理および報告の状況を諸規程およびマニュアル等に照らし監査を行い、適切な保存および管理のための助言・提案等を行う。

**(4) 当社および当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社は、「リスクマネジメント基本規程」において、当社グループのリスクマネジメントの基本方針を定め、事業を取り巻くさまざまなリスクに対し的確な管理・実践を行う。
- ② 当社は、当社グループのリスクマネジメント推進に関する課題・対応策を協議・承認する組織として「リスクマネジメント委員会」を設置した上で、個別リスクの検討課題ごとに具体策を検討・実施する主管部門を設定し、主管部門は進捗を委員会に報告する。
- ③ 当社は、当社グループでの危機発生時における基本方針、体制、情報伝達ルート等を定め、危機の早期収拾、損害の拡大防止を図る。
- ④ 内部監査部門は、当社グループにおける経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務執行の状況を検討・評価し、会社財産の保全のための助言・提案等を行う。

**(5) 当社および当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、これを実行するための経営目標を

定める。

- ② 当社の取締役会は執行役員を選任し、執行役員は社長の指揮命令の下で業務執行の責任者として担当業務を執行する。
- ③ 当社は、取締役、監査役および執行役員で構成する「役員連絡会」を定期的に開催し、当社グループの業務執行の方針の伝達および業務執行状況の報告を行う。
- ④ 当社は、当社グループで横断的に取り組む必要のあるテーマについて、各種委員会において社長が任命する委員長の下で方針・計画の策定、施策の推進、実施状況の検証等の業務を行い、重要な事項は当社の取締役会において報告される。
- ⑤ 当社は、定期的に当社グループの業務執行の責任者が一堂に会する会合を開催し、経営方針の周知および当社グループ内の意思疎通の向上を図る。
- ⑥ 当社の役職員は、グループ各社の取締役等を兼務し、当社グループの経営方針に沿った職務の執行を行う。
- ⑦ 当社は、当社グループの業務の適正を図るため、「関係会社管理運営規程」において、子会社の意思決定に関する当社の関与の基準および程度を明確にする。
- ⑧ 当社は、「連結子会社の内部統制に係る包括的指針」を定め、グループ各社における内部統制システムの整備を推進し、その維持、強化に努める。
- ⑨ 当社は、サイバーリスク等への必要な対策を行いながら、最新のIT技術を積極的に活用し、当社グループの業務全般の正確性、効率性、実効性を高めるべく、業務の革新を推進する。
- ⑩ 内部監査部門は、当社グループにおける経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務執行の状況を検討・評価し、経営効率の向上のため改善・合理化への助言・提案等を行う。

#### (6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、規程に基づき、監査役の指揮命令の下で監査役の職務を補助するため監査役付属を置き、その員数、能力等については監査役会の要請に基づき、必要に応じて見直すことに努める。なお、監査役付属の異動等については監査役会と事前に調整を行う。
- ② 当社は、次のような監査役への報告に関する体制を整備し、運用する。
  - イ. 当社グループの役職員は、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。
  - ロ. 社長の決裁を必要とする重要な意思決定については常勤監査役に回覧し、当社の取締役会の決議事項に関する情報は、各監査役に事前に通知する。
  - ハ. 当社の役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実または法令・定款に違反する事実やそのおそれのある事項もしくは著しく不当な事項を知ったときは、これを監査役に報告する。グループ各社の役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または法令・定款に違反する事実やそのおそれのある事項もしくは著しく不当な事項を知ったときは、これを当社の役職員に

報告し、報告を受けた当社の役職員はこれを監査役に報告する。

二、当社は、当社グループ共通のコンプライアンス通報制度およびグループ各社の内部通報制度の通報窓口へ寄せられた当社グループに著しい損害を及ぼす法令・定款に違反する事実やそのおそれのある事項またはその他重要な事項については適宜監査役に報告するとともに、それらの通報窓口の運用状況についてはコンプライアンス委員会を通じて定期的に報告する。また、当社グループ共通のコンプライアンス通報制度において、当社の取締役または執行役員が通報対象者になる場合には、通報窓口およびコンプライアンス委員会による監査役への報告を義務付ける。

ホ、当社は、当社グループの役職員が監査役に当社グループのさまざまな情報について報告したことに関して不利な取り扱いを行うことを禁止する。

③ 当社は、監査役の職務の執行のために必要な費用については速やかに処理するものとする。

④ 当社は、前述のほか、次のような監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、運用する。

イ、監査役は、経営状況に関する重要な会議および内部統制に関する重要な会合に参加し、意見を述べるができる。

ロ、監査役は、内部監査部門および会計監査人と関係を図るため、必要な範囲内で内部監査報告会や会計監査講評等に立ち会う。

ハ、監査役会は、その年間監査計画および重点監査事項を取締役および執行役員に周知し、取締役および執行役員はそれらに基づく監査活動に協力する。

二、社長は定期的に監査役との懇談を行い、当社グループの業務執行における適正を確保するため相互に意見交換を行う。

## (運用状況の概要)

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

### (1) コンプライアンス体制

- ・ 10月をコンプライアンス強調月間と定め、e－ラーニングによる教育等を通じて、当社グループ共通の規範・基準である「私たちの行動指針」およびグループ各社の役員および従業員が遵守すべきコンプライアンスの観点での具体的規範・行動基準である「住友ベークライトグループ倫理規範」の周知徹底を図ったほか、コンプライアンスに関する社内研修を適宜実施しました。
- ・ コンプライアンス委員会を3回開催し、グループのコンプライアンスに関する取り組みの進捗および重大なコンプライアンス違反の有無を確認しました。
- ・ 当社のコンプライアンス通報制度によるコンプライアンス通報の内容はすべて社長に報告され、その指示のもと、主管部門を通じて適切に対応・処理しました。また、当社およびグループ各社におけるコン

プライアンス通報制度の利用状況および対応状況について、コンプライアンス委員会において定期的な確認を実施しました。

- ・財務報告に係る内部統制については、当社の監査室がグループの内部統制評価を実施し、グループの内部統制が適切に運用されていることを確認しました。
- ・当社の監査室によって行われた当社およびグループ各社における管理・運営の制度および業務執行の状況に対する検討・評価、これに基づく改善への助言・提案、是正状況の確認等の内部監査の結果を取締役会で確認しました。また、当社の監査室は、当社の監査役会にもこれらの監査結果の報告を行いました。当社の生産技術本部は、グループのモノづくりの全プロセスに関する内部監査を実施し、安全・環境・品質などの観点で総合的に点検して指摘・改善提案を行いました。

## (2) グループ管理体制

- ・グループ会社の運営については、「関係会社管理運営規程」に基づき必要な情報を把握し、重要な案件は当社取締役会において報告・審議しました。
- ・SDGsを含むグループのサステナビリティ活動を継続的かつ全社的に行う母体であるサステナビリティ推進委員会のもと、その下部委員会であるコンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、SDGs推進委員会、カーボンニュートラル推進委員会、情報セキュリティ対策委員会などを定期的に開催し、グループで取り組むべきテーマについて適宜検討を行いました。
- ・年2回開催する業務連絡会において、グループの業務執行の責任者間で経営方針・課題の共有を行い、グループで一体となった事業運営を進めました。
- ・R&D効率化や新製品の創出力の向上を目指して、専任プロジェクトチームによる主導のもと研究開発分野におけるMI（マテリアルズ・インフォマティクス）の推進に取り組んだほか、モノづくりや業務全般でも積極的にIT技術を活用し、グループの業務運営をDXをもとに効率的かつ効果的に推進しました。

## (3) リスク管理体制

- ・リスクマネジメント委員会を3回開催し、当社グループの経営成績等に重要な影響を与える主要リスクの選定、主要リスクの対応策の妥当性確認および追加検討すべき対策、個別リスクに対しての必要な施策についての指示などを主管部門、各事業部門に対して行いました。
- ・リスクマネジメント委員会の中に、国内外の枠組みに則った人権デュー・ディリジェンス（人権DD）実施計画の立案・推進を行う部門横断的な「人権DDワーキンググループ」を設置いたしました。当期は、当社グループの事業活動が人権に与える負の影響の特定および評価を進めました。

#### (4) 取締役の職務執行の体制

- ・当期を初年度とする3か年の中期経営計画を策定し、そのビジョン、基本方針および基本戦略のもと、当期における各事業部門の事業戦略や年間予算を定め、その進捗や達成状況を適宜取締役会で確認しました。
- ・役員連絡会を原則として毎月1回開催し、取締役会で決定された方針や重要事項を周知するとともに、業績の報告および各執行役員からの業務の執行状況の報告を行い、重要事項のレビューおよび情報の共有を行いました。
- ・取締役会は、サステナビリティ推進委員会をはじめとする各種委員会が検討・決定した事項のうち重要なものについて報告を受け、その内容を確認しました。
- ・取締役会の実効性の確保に向けて、取締役会に出席する全役員のアンケートによる自己評価およびこの集計結果に基づく議論により、取締役会の実効性の分析・評価を行い、これまでに抽出した課題の改善状況を確認し、取締役会の実効性の確保に向けて、さらなる取締役会の活性化を図ることとしました。

#### (5) 監査役の監査の体制

- ・すべての監査役は、在任中のすべての監査役会、取締役会、役員連絡会、社外取締役が参加する社外役員会に出席して必要な意見を述べたほか、常勤監査役が中核となり、業務連絡会、予算審議会、サステナビリティ推進委員会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会などの、経営や内部統制に関する重要な会議にも参加して、監査に必要な情報を収集するとともに、意見交換を行いました。
- ・監査役および監査役会は、当社が抱えるリスクの検討を行ったうえで、当年度の監査計画と重点監査項目を決定し、取締役会にその概要を報告して、取締役の協力を得て往査などの監査活動を行いました。
- ・社長と監査役は、定期的に会合を持ち、会社経営をめぐる諸課題や監査役の監査活動について意見交換を行いました。
- ・当社は、社長の決裁を必要とするすべての重要な意思決定の常勤監査役への回覧や、取締役会の決議事項の全監査役への事前の説明に加え、コンプライアンス通報を含めた、グループの法令・定款に違反するあるいはそのおそれのある事項、その他グループの運営に係る重要な事項について監査役へ必要な報告を行いました。
- ・監査役および監査役会は、ウェブ会議形式も活用しながら、常勤監査役が内部監査や会計監査の往査の講評に参加するほか、社外監査役も加わって内部監査部門や会計監査人と定期的に会合を持つなどして、内部監査部門や会計監査人との緊密な連携を保ちました。
- ・当期は、兼務の監査役付属1名が監査役の指揮命令下で、各監査役および監査役会の活動を補助しました。

## 連結注記表

### 【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

#### 1. 連結計算書類の作成基準

当社およびその子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「ＩＦＲＳ」といいます。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、ＩＦＲＳで求められる開示項目の一部を省略しております。

#### 2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社等の数 47社

主要な連結子会社の名称

秋田住友ベーク株式会社

住ベシート防水株式会社

S B パックス株式会社

SUMITOMO BAKELITE EUROPE (GHENT) NV

SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA HOLDING, INC.

VAUPELL HOLDINGS, INC.

南通住友電木有限公司

蘇州住友電木有限公司

住友倍克澳門有限公司

SUMIDUREZ SINGAPORE PTE. LTD.

台湾住友培科股份有限公司

S B カワスミ株式会社

九州住友ベークライト株式会社

SUMITOMO BAKELITE EUROPE NV

SUMITOMO BAKELITE EUROPE (BARCELONA), S.L.U.

DUREZ CORPORATION

SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA, INC.

SNC INDUSTRIAL LAMINATES SDN. BHD.

SUMITOMO BAKELITE SINGAPORE PTE. LTD.

東莞住友電木有限公司

KAWASUMI LABORATORIES (THAILAND) CO., LTD.

S B パックス株式会社は、2024年4月1日に旭化成パックス株式会社のフィルム事業を承継して設立された新会社であり、同日に当社が当該会社の株式の90%を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

#### 3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。当社グループは、ＩＦＲＳ第3号「企業結合」で規定されている例外を除き、取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債および当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計で測定しております。

段階的に達成する企業結合の場合、当社が以前に保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得または損失は純損益で認識しております。非支配持分の測定については、公正価値で測定するか、または被取得企業の識別可能な純資産の比例持分で測定するかを、取得日に個別の企業結合ごとに選択しております。

移転された対価、従来保有していた被取得企業の資本持分の取得日公正価値および被取得企業のすべての非支配持分の金額の総計が、取得した識別可能な資産および引き受けた負債の取得日の公正価値を超過する場合は、その超過額をのれんとして認識しております。その差額が負の金額である場合には、直ちに純損益として認識しております。

企業結合が生じた期間の末日までに企業結合の当初の会計処理が完了しない場合は、暫定的な金額で会計処理を行っております。取得日から1年以内の測定期間において取得日時点に存在した事実および状況に関する新しい情報を入手した場合は、暫定的な金額を遡及修正しております。

企業結合を達成するために発生した取得関連コストは、発生時に純損益として認識しております。

支配獲得後の持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からののれんは認識しておりません。

##### (2) デリバティブを除く金融資産の評価基準および評価方法

###### ① 金融資産

金融資産は、当初認識時において、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。金融資産は原則として、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は取引価格で当初測定しております。また、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、その取引費用は発生時に純損益で認識しております。

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転している場合に認識を中止しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当初認識後は、実効金利法を適用して測定しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（負債性金融商品）

次の条件がともに満たされる負債性金融商品は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当初認識後は公正価値で測定し、事後的な変動はその他の包括利益に含めて認識しております。当該資産を処分した場合、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額をその他の資本の構成要素から純損益に組替調整額として振替えております。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（資本性金融商品）

取引先との関係維持、強化などを目的として保有する株式等については、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に指定しております。

当初認識後は公正価値で測定し、事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。ただし、当該資産から生じる配当金については、配当を受領する権利が確定した時点で金融収益として、純損益で認識しております。また、当該資産を処分した場合および公正価値が著しく下落した場合にその他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額をその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振替えております。

(d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当初認識後は公正価値で測定し、事後的な変動は純損益で認識しております。

## ② 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（負債性金融商品）の回収可能性について、期末日ごとに当該資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているかどうかを判定し、以下の金額で損失評価引当金を測定しております。信用リスクが著しく増大しているかどうかについては、金融資産の債務不履行リスクの変化に基づいて判断しております。

(a) 信用リスクの著しい増大が見受けられない場合

12ヶ月の予想信用損失と同額

(b) 信用リスクの著しい増大が見受けられるが、信用減損は見受けられない場合

全期間の予想信用損失と同額

(c) 信用リスクの著しい増大、信用減損がともに顕在化している場合

全期間の予想信用損失と同額

ただし、重大な金融要素が含まれていない営業債権については、常に全期間の予想信用損失で損失評価引当金を測定しております。

債務不履行発生リスクの判断にあたっては、主に以下を考慮しております。

- ・発行体または債務者の重大な財政的困難
- ・利息または元本の支払不履行または延滞などの契約違反
- ・債務者が破産または他の財務的再編成に陥る可能性が高くなったこと

なお、金融資産の全体または一部分について回収できないと合理的に判断される場合は、当該金額を金融資産の帳簿価額から直接減額しております。

## (3) デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、公正価値で当初測定し、その後も公正価値で再測定しております。

ヘッジ会計の適用にあたっては、ヘッジ取引開始時に、ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係ならびにヘッジの実施についてのリスク管理目的および戦略に関して、公式に指定し文書を作成しております。その文書は、ヘッジ手段の特定、ヘッジの対象となる項目または取引、ヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性の評価方法が含まれます。ヘッジ有効性の継続的な評価は、各期末日またはヘッジ有効性の要求に影響を与える状況の重大な変化があったときのいずれか早い方に行っております。

キャッシュ・フロー・ヘッジに指定されたデリバティブは、ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値

変動のうち有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益に認識しております。ヘッジ有効部分以外は純損益で認識しております。

その他の包括利益に認識した金額は、予定取引のヘッジがその後において非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合、または非金融資産もしくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が公正価値ヘッジの適用される確定約定となった場合、その他の包括利益に認識した金額を当該非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額に含めております。

上記以外のキャッシュ・フロー・ヘッジは、ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与える会計期間においてその他の資本の構成要素から純損益に振替えております。ただし、当該金額が損失であり、当該損失の全部または一部が将来の期間において回収されないと予想する場合は、回収が見込まれない金額を直ちに純損益に振替えております。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了または行使された場合、ヘッジがヘッジ会計の要件を満たしていない場合は、ヘッジ会計を将来に向けて中止しております。予定取引の発生がもはや見込まれない場合は、その他の包括利益に認識した金額は、直ちにその他の資本の構成要素から純損益に振替えております。

#### (4) 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および見積販売コストを控除した額であります。取得原価は、主として加重平均法に基づいて算定されており、購入原価、加工費および現在の場所および状態に至るまでに要したすべてのコストを含んでおります。

#### (5) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連するコスト、解体・除去および土地の原状回復コスト、および資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地および建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物及び構築物 5－60年
- ・機械装置及び運搬具 4－12年

なお、見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

## (6) 無形資産

### ① のれん

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産および引受負債の純額（通常、公正価値）を控除した額として測定しております。

のれんの償却は行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

### ② その他の無形資産

のれん以外の無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

当初認識後は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しております。主要な無形資産の見積耐用年数は次のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

ソフトウェア 社内利用可能期間（５年）

なお、見積耐用年数、残存価額および償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

## (7) リース

当社グループは借手としての全てのリース取引について使用権資産およびリース負債を計上しておりますが、短期リースおよび少額資産のリースについては、使用権資産およびリース負債を認識しないことを選択しております。また、短期リースおよび少額資産のリース料は他の規則的な方法により利用者の便益のパターンがより適切に表される場合を除いて、リース期間にわたり定額法によって費用として計上しております。

### ① 使用権資産

使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定の金額、当初直接コスト、原資産の解体ならびに除去および原状回復コストの当初見積額等で構成されております。

当初認識後は、原資産の所有権がリース期間の終了時までに移転される場合、または使用权資産の取得原価が購入オプションを行使することが合理的に確実である場合には、原資産の見積耐用年数で、合理的に確実でない場合にはリース期間と使用权資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって定額法により減価償却を行っております。

## ② リース負債

リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料をリースの計算利子率を用いて割り引いた現在価値で当初測定しております。リースの計算利子率が容易に算定できない場合には、借手の追加借入利子率を用いており、一般的に当社グループは追加借入利子率を割引率として使用しております。リース負債の測定に際しては、実務上の便法を適用し、リース要素とこれに関連する非リース要素は区分せず、単一のリース構成要素として認識することを選択しております。

リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しており、連結財政状態計算書上、その他の金融負債に含めて表示しております。

## (8) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、その影響に重要性がある場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。

## (9) 退職給付に係る会計処理の方法

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間をもとに割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

確定拠出制度への拠出に係る費用は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

#### (10) 収益の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

当社グループは、半導体関連材料、高機能プラスチックおよびクオリティオブライフ関連製品の製造販売等を主な事業としており、このような製品販売につきましては、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は顧客への財の移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しており、値引、割戻しおよび付加価値税等の税金を控除後の金額で測定しております。

#### (11) 重要な外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準

##### ① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産および負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産および負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算または決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品、およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額のうち有効部分については、その他の包括利益として認識しております。

##### ② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産および負債については期末日の為替レート、収益および費用については期中の為替レートが著しく変動していない限り平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体を処分した場合は、その在外営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の純損益に振替えております。

## 【会計上の見積りに関する注記】

### (1) 非金融資産の回収可能価額の見積り

#### ① 当連結会計年度に係る連結財政状態計算書における計上額

(単位：百万円)

|          | 当連結会計年度 |
|----------|---------|
| 有形固定資産   | 122,951 |
| 使用権資産    | 7,056   |
| のれん      | 1,494   |
| その他の無形資産 | 2,162   |

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

回収可能価額は使用価値または公正価値により算定しております。使用価値の測定は割引後将来キャッシュ・フローを基礎としており、公正価値の測定はマーケットアプローチによっております。将来キャッシュ・フローは過去の経験と外部の情報を元に作成され経営陣によって承認された事業計画を基礎としております。

実際のキャッシュ・フローが仮定と異なる場合および割引率が変動した場合は、回収可能価額が変動し、翌連結会計年度の連結計算書類において有形固定資産、使用権資産、のれん、その他の無形資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 退職給付に係る資産および負債の見積り

#### ① 当連結会計年度に係る連結財政状態計算書における計上額

(単位：百万円)

|           | 当連結会計年度 |
|-----------|---------|
| 退職給付に係る資産 | 6,684   |
| 退職給付に係る負債 | 4,073   |

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

退職給付に係る資産および負債の算定方法については、「4.会計方針に関する事項（9）退職給付に係る会計処理の方法」に記載のとおりであります。

退職給付に係る資産および負債は、数理計算上の仮定に基づいて算出しております。この仮定には、割引率、死亡率等が含まれております。割引率は、期末日時点における将来の給付支払見込日までの期間をもとに割引期間を設定し、優良社債の市場利回りに基づいて設定しております。

前提となる仮定の見直しが必要となる場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において、退職給付に係る資産および負債の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性の見積り

① 当連結会計年度に係る連結財政状態計算書における計上額

(単位：百万円)

|        | 当連結会計年度 |
|--------|---------|
| 繰延税金資産 | 2,437   |
| 繰延税金負債 | 18,846  |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期および金額によって見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

【連結財政状態計算書に関する注記】

1. 資産から直接控除した損失評価引当金

営業債権及びその他の債権 84百万円

その他の金融資産 202百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額

302,281百万円

### 【連結持分変動計算書に関する注記】

#### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 93,757,956株

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2024年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 3,725           | 80.00           | 2024年3月31日 | 2024年6月26日 |
| 2024年10月31日<br>取締役会  | 普通株式  | 4,191           | 45.00           | 2024年9月30日 | 2024年12月2日 |

(注) 当社は2024年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2024年3月31日を基準日とする配当につきましては、株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2025年6月24日開催予定の第134期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 2025年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 4,382           | 利益剰余金 | 50.00           | 2025年3月31日 | 2025年6月25日 |

### 【金融商品に関する注記】

#### (1) 金融商品の状況

当社グループは、経営活動を行う過程において、信用リスク、流動性リスク、市場リスク（為替リスク、金利リスク、市場価格の変動リスク）等の様々なリスクに晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。また、デリバティブ取引については限度額を実需の範囲とする方針であります。

##### (ア) 信用リスク

当社グループは、保有する金融資産の相手先の債務が不履行になることにより、主に営業債権（売掛金、受取手形等）および営業債権以外の債権（貸付金等）が回収不能になるリスクに晒されております。

当社は債権管理について定めた営業債権管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による取引先の信用リスクの早期把握や軽減を図っております。

連結子会社においても、当社の営業債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。  
デリバティブ取引は、取引先が信用力の高い金融機関のみであることから、信用リスクは限定的であります。

#### (イ) 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループでは、定期的に資金計画を作成・更新するとともに、手元資金とコマーシャル・ペーパー等により、適切な手元流動性を確保することで流動性リスクを管理しております。

#### (ウ) 市場リスク

##### ① 為替リスク

当社グループは、国際的に事業活動を行っており、米ドルを中心とした為替リスクに晒されております。

当社および一部の連結子会社は、為替リスクを回避する目的で、為替予約取引および金利通貨スワップ取引を利用しております。ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を適用しております。

なお、当社グループは、取引の対象物の価格変動に対する当該取引の時価変動率が大い取引（レバレッジの効いたデリバティブ取引）は利用しておりません。

##### ② 金利リスク

当社グループは、変動金利による資金調達を行っているため、金利リスクに晒されております。

当社グループは、金利リスクを回避する目的で、金利スワップおよび金利通貨スワップを利用しております。また、ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を適用しております。

##### ③ 市場価格の変動リスク

当社グループは、資本性金融商品から生じる株価の変動リスクに晒されております。

当社グループは、市場価格の変動リスクを抑制するために、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況の継続的な見直しを行っております。

#### (2) 金融商品の公正価値

公正価値は用いられる評価技法のインプットに基づいて、以下の3つのレベルに区分しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産または負債の市場価格により算出された公正価値

レベル2：レベル1以外の観察可能な価格を直接または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

## 公正価値の測定方法

### 借入金

借入金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定し、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類しております。

### その他の金融資産等

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格により算定し、公正価値ヒエラルキーのレベル1に分類しております。非上場株式の公正価値については、当社グループの定める最も適切かつ関連性の高い入手可能なデータを利用するための方針と手続に基づき、当該投資先の将来の収益性の見通し、純資産価値等の定量的な情報を総合的に考慮した適切な評価方法により算定し、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類しております。

デリバティブは取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定し、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類しております。

当連結会計年度末における帳簿価額および公正価値については、次のとおりであります。

なお、帳簿価額が公正価値、または公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は、次の表に含めておりません。

|               | 帳簿価額      | 公正価値      |
|---------------|-----------|-----------|
| 負債：           |           |           |
| 償却原価で測定する金融負債 |           |           |
| 借入金           | 30,680百万円 | 30,494百万円 |

(3) 金融商品の公正価値のレベル別内訳

公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定する金融資産および金融負債の公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

|                           | レベル1   | レベル2  | レベル3  | 合計     |
|---------------------------|--------|-------|-------|--------|
| 資産：                       |        |       |       |        |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産      |        |       |       |        |
| ヘッジ会計を適用していないデリバティブ       | —      | 1,781 | —     | 1,781  |
| ヘッジ会計を適用しているデリバティブ        | —      | —     | —     | —      |
| 資本性金融商品                   | —      | —     | 0     | 0      |
| 負債性金融商品                   | —      | —     | 606   | 606    |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 |        |       |       |        |
| 資本性金融商品                   | 35,493 | —     | 5,543 | 41,036 |
| 資産合計                      | 35,493 | 1,781 | 6,149 | 43,423 |
| 負債：                       |        |       |       |        |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債      |        |       |       |        |
| ヘッジ会計を適用していないデリバティブ       | —      | 39    | —     | 39     |
| ヘッジ会計を適用しているデリバティブ        | —      | —     | —     | —      |
| 負債合計                      | —      | 39    | —     | 39     |

【1 株当たり情報に関する注記】

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 1 株当たり親会社所有者帰属持分 | 3,316円83銭 |
| 基本的 1 株当たり当期利益   | 208円91銭   |

【収益認識に関する注記】

(1) 収益の分解情報

主たる地域市場における売上収益の分解と報告セグメントの関連は次のとおりであります。

(単位：百万円)

|        | 半導体関連材料 | 高機能<br>プラスチック | クオリティオブ<br>ライフ関連製品 | その他 | 合計      |
|--------|---------|---------------|--------------------|-----|---------|
| 日本     | 6,258   | 23,899        | 79,779             | 771 | 110,706 |
| 中国     | 36,624  | 20,486        | 5,180              | —   | 62,290  |
| その他アジア | 40,535  | 15,048        | 8,313              | —   | 63,897  |
| 北米     | 2,303   | 22,217        | 10,946             | —   | 35,466  |
| 欧州その他  | 5,616   | 23,813        | 2,984              | —   | 32,414  |
| 合計     | 91,336  | 105,463       | 107,203            | 771 | 304,773 |

当社グループは、半導体関連材料、高機能プラスチック、クオリティオブライフ関連製品およびその他の事業を有する製造業であります。これらのビジネスでは、当社グループ自体が顧客との契約主体となります。

当社グループ各事業の主要な顧客に対して計上される収益の履行義務は、当社グループの製品が顧客へ納品された時点で充足されるものであり、通常この時点で収益を計上しております。これは当社グループの製品が納品された時点で、顧客は自己の意思で製品を使用、売却することができるようになり、そこから生じる便益を得ることができることから、製品の支配が移転したと考えられるためであります。

顧客への納品後、1年以内に支払を受けているため、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループは、いずれの事業においても、各顧客との取引開始時点で製品の取引価格を決定しております。取引には、数ヶ月から1年までの一定期間の取引数量等に応じた割戻しや販売手数料を支給するものがありますが、これらの変動対価の金額には重要性はありません。

製品保証は、いずれの事業においても、販売時に存在していた欠陥を修理する以上のサービスを提供する等のサービス型の製品保証は提供していないため、製品保証を独立した履行義務として区別せず、取引価格の一部を製品保証に配分しておりません。

当社グループと顧客の間に重要な返品に係る契約はありません。

(2) 契約残高

当社グループの契約残高は、顧客との契約から生じた債権のみであり、残高の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

|      |        |
|------|--------|
| 受取手形 | 6,398  |
| 売掛金  | 51,246 |

(3) 残存履行義務に配分する取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はないことから、残存履行義務に配分した取引価格の開示は省略しております。

連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表の記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券(市場価格のない株式等以外のもの) …… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定しております)

その他有価証券(市場価格のない株式等) …………… 移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブ取引

時価法

##### (3) 棚卸資産

製品・半製品・仕掛品・原料品 …… 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品 …………… 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計算した額を、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。  
事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
なお、数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生した年度において一括損益処理しております。
- (4) 環境対策引当金 …… 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用の支払に備えるため、その所要見込額を計上しております。

### 4. 収益および費用の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

当社グループは、半導体関連材料、高機能プラスチックおよびクオリティオブライフ関連製品の製造販売等を主な事業としており、このような製品販売につきましては、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は顧客への財の移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しており、値引、割戻しおよび付加価値税等の税金を控除後の金額で測定しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品または製品の国内の販売において、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) ヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップは、特例処理を採用しております。一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップは、一体処理を採用しております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

| (ヘッジ手段)  | (ヘッジ対象) |
|----------|---------|
| 金利スワップ   | 借入金     |
| 金利通貨スワップ | 外貨建借入金  |

#### ③ ヘッジ方針

デリバティブ取引の限度額を実需の範囲とする方針であり、投機目的によるデリバティブ取引は行わないこととしております。

#### ④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップおよび一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の判定を省略しております。

## 【会計上の見積りに関する注記】

### (1) 退職給付引当金（前払年金費用）

当事業年度に係る貸借対照表における計上額 6,268百万円（前払年金費用）

当社は、従業員の退職給付制度として確定給付企業年金制度を運用しております。

算定方法、主要な仮定および翌事業年度の計算書類の影響については、連結計算書類に記載しておりますので省略いたします。

### (2) 繰延税金資産

当事業年度に係る貸借対照表における計上額 10,137百万円（繰延税金負債）

うち繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産計上額 2,312百万円

算定方法、主要な仮定および翌事業年度の計算書類の影響については、連結計算書類に記載しておりますので省略いたします。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 103,319百万円

2. 有形固定資産の圧縮記帳累計額 15,914百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 18,594百万円

長期金銭債権 598百万円

短期金銭債務 6,519百万円

長期金銭債務 11,489百万円

4. 保証債務

連結子会社であるSumitomo Bakelite North America Holding, Inc.が保証する同社子会社のリース負債等に対して、債務保証を行っております。

債務保証の極度額は次のとおりです。

Sumitomo Bakelite North America Holding, Inc. 1,742百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 22,407百万円

仕入高 24,104百万円

営業取引以外の取引高 26,130百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式数 普通株式 6,122,450株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|              |             |
|--------------|-------------|
| 関係会社株式評価損    | 6,512 百万円   |
| 減損損失         | 851 百万円     |
| 賞与引当金        | 618 百万円     |
| 退職給付信託実際運用収益 | 580 百万円     |
| 投資有価証券評価損    | 409 百万円     |
| 棚卸資産評価損      | 243 百万円     |
| 未払費用         | 228 百万円     |
| 未払事業税        | 182 百万円     |
| 現物未処分資産      | 83 百万円      |
| ゴルフ会員権評価損    | 81 百万円      |
| ソフト償却超過額     | 66 百万円      |
| 貸倒引当金        | 55 百万円      |
| 繰越税額控除       | 45 百万円      |
| その他          | 320 百万円     |
| 繰延税金資産 小計    | 10,281 百万円  |
| 評価性引当額       | △ 7,968 百万円 |
| 繰延税金資産 合計    | 2,312 百万円   |

(繰延税金負債)

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| その他有価証券評価差額金    | 6,647 百万円    |
| 退職給付信託拠出株式返還時益金 | 2,400 百万円    |
| 前払年金費用          | 1,972 百万円    |
| 為替予約            | 542 百万円      |
| その他             | 886 百万円      |
| 繰延税金負債 合計       | 12,449 百万円   |
| 繰延税金資産の純額       | △ 10,137 百万円 |

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日より防衛特別法人税が適用されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異

については、従来の30.6%から31.5%に変更しております。

なお、この税率変更が当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社および関連会社

| 属性  | 会社等の名称         | 議決権の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係                                        | 取引内容         | 取引金額<br>(百万円) | 科目        | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|----------------|--------------------|--------------------------------------------------|--------------|---------------|-----------|---------------|
| 子会社 | 蘇州住友電木<br>有限公司 | 所有<br>間接100%       | Sumitomo Bakelite<br>Singapore Pte. Ltd.の<br>子会社 | 資金の借入<br>(注) | —             | 長期<br>借入金 | 11,489        |
|     |                |                    |                                                  | 利息の支払<br>(注) | 260           | 未払<br>費用  | —             |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 蘇州住友電木有限公司からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

【1 株当たり情報に関する注記】

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 1 株 当 た り 純 資 産 額   | 1,779円25銭 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 356円59銭   |

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。